

令和 2 年 1 2 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 7 5 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 7 6 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 7 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 8 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 9 号

令和 2 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 0 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 1 号

令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）

以上 7 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 8 2 号

射水市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

(説 明)

条例又は規則に基づく申請、届出等市の機関の手續について、書面による手續に加え、オンラインによる手續も可能とするため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 電子情報処理組織による申請等

第 4 条 電子情報処理組織による処分通知等

第 5 条 電磁的記録による縦覧等

第 6 条 電磁的記録による作成等

第 7 条 適用除外

第 8 条 添付書面等の省略

第 9 条 手續等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等

第 1 0 条 委任

2 施行期日

条例公布の日

議案第 83 号

射水市斎場条例の全部改正について

(説 明)

令和 3 年 4 月 1 日から新斎場の供用を開始するため、射水市斎場条例(平成 17 年射水市条例第 168 号)を全部改正するもの。

1 規定内容

第 1 条 設置

第 2 条 名称及び位置

第 3 条 施設

第 4 条 事業

第 5 条 使用時間

第 6 条 休場日

第 7 条 使用の許可

第 8 条 使用の制限

第 9 条 使用料

第 10 条 使用料の減免

第 11 条 使用料の不還付

第 12 条 焼骨の引取り

第 13 条 原状回復の義務

第 14 条 損害賠償

第 15 条 委任

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第 8 4 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)が公布され、同法において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく特定地域型保育事業の規定については、子ども・子育て支援法の規定を一部引用しており、同法の改正により引用条項が繰り上げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和2年9月10日

議案第 8 5 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説 明)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく固定資産税の課税免除は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づくものであり、同法の改正により引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和2年10月1日

議案第 86 号

射水市都市公園条例及び射水市体育施設条例の一部改正について

(説明)

新斎場の緩衝緑地として整備し、令和3年4月1日から新たに供用を開始する都市公園「フラワーパーク沖塚原」に、有料公園施設としてパークゴルフ場を整備することに伴い、その利用料金等を定めるため、射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)及び射水市体育施設条例(平成17年射水市条例第106号)の一部を改正するもの。

1 改正内容

新斎場の緩衝緑地として整備する都市公園の名称を「フラワーパーク沖塚原」とするとともに、同公園内に有料公園施設として整備するパークゴルフ場の利用料金等を定めるもの。

また、射水市体育施設条例に規定する「パークゴルフ南郷」及び「下村パークゴルフ場」との年間共通券による相互利用について定めるため、同条例の一部を改正するもの。

2 関連条例

- (1) 射水市都市公園条例
- (2) 射水市体育施設条例

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第 87 号

射水市火災予防条例の一部改正について

(説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 本条例に基づく対象火気設備等の構造等の規定については、省令で基準が定められており、省令の改正により急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットに拡大され、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について次のとおり改正されたことに伴い、本条例についても同様に改正するもの。

ア 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

イ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りではない。

ウ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

エ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

オ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 異常な高温とならないこと。

(イ) 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(ウ) 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(2) その他規定の設備を行うもの（引用条項及び字句の改正）

2 施行期日等

令和3年4月1日。ただし、この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の射水市火災予防条例第18条の2に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 88 号

高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

議案第 89 号

氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

議案第 90 号

砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

議案第 91 号

小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

議案第 92 号

南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

(以上 5 件の議案について一括説明)

平成 28 年 10 月 3 日付けで締結した高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、変更することに関し各市と協議することについて、議会の議決を求めるもの。(地方自治法第 252 条の 2 第 4 項及び第 3 項)

1 変更内容

「第 2 期とやま呉西圏域都市圏ビジョン(令和 3 年度～令和 7 年度)」で掲げる連携事業に合わせ、連携する取組の内容及び各市の役割の一部を変更するもの。

議案第 9 3 号

高岡市牧野地区の火葬業務に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

(説 明)

平成 1 7 年 1 1 月 1 日付けで定めた高岡市牧野地区の火葬業務に関する事務の委託に関する規約を廃止することに関し同市と協議することについて、議会の議決を求めるもの。

(地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項及び第 3 項)

1 経緯

昭和 4 2 年 4 月から稼働している本市斎場は、平成 1 7 年 1 1 月の市町村合併前において射水地区広域圏事務組合が管理運営することとなった際、高岡市牧野地区(旧射水郡牧野村)住民分として、斎場取得に係る費用等の一部を高岡市が負担していた経緯から、本市は死亡時に高岡市牧野地区に住所を有していた者の火葬業務に関する事務を、議会の議決を経て高岡市から受託しているが、令和 2 年度末をもって現斎場を廃止することに伴い、令和 3 年 3 月 3 1 日をもってこの事務の受託を廃止するもの。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第94号

射水市七美コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和2年11月5日に制限付き一般競争入札に付した射水市七美コミュニティセンター新築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	314,600,000円 (うち消費税等 28,600,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	北海工業・米田木材射水市七美 コミュニティセンター新築（建 築主体）工事共同企業体 代表者 射水市足洗新町一丁目101番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男 構成員 射水市庄川本町16番3号 米田木材株式会社 代表取締役 米田 大樹	契約締結の日 ~ 令和3年10月29日

議案第 9 5 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、道の駅新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
道の駅新湊	株式会社 道の駅新湊 射水市鏡宮296番地 代表取締役 三箇 洋

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社道の駅新湊は、レストラン、ファストフードの加工及び販売、物産販売のイベント企画・運営・実施を目的に平成9年4月30日に設立された。 現在、道の駅新湊及び新湊農村環境改善センターの指定管理者として4期目の管理運営を行っている。
過去の実績	道の駅新湊 平成18年9月1日から令和3年3月31日まで 新湊農村環境改善センター 平成19年4月1日から令和3年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、これまでの実績を踏まえサービス提供の安定性を考慮して5年間とした。

5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他施設の管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

地域の特徴や良さを生かした施設運営、地域との連携を図った安定的なサービスの提供及びこれまでの実績を評価し選定するもの。

議案第 96 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、新湊農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
新湊農村環境改善センター	株式会社 道の駅新湊 射水市鏡宮296番地 代表取締役 三箇 洋

- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社道の駅新湊は、レストラン、ファストフードの加工及び販売、物産販売のイベント企画・運営・実施を目的に平成9年4月30日に設立された。 現在、道の駅新湊及び新湊農村環境改善センターの指定管理者として4期目の管理運営を行っている。
過去の実績	道の駅新湊 平成18年9月1日から令和3年3月31日まで 新湊農村環境改善センター 平成19年4月1日から令和3年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、隣接する道の駅新湊と一元的な管理を行う必要があるため、道の駅新湊の指定管理期間に合わせ、5年間の指定期間とした。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに近隣農家が持ち寄った野菜等を販売する朝市を毎週開催するなど、地域の特徴や良さを生かした取組を行っており、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 97 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
大門コミュニティセンター	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号
大門農村環境改善センター	池袋I S P タマビル 代表理事 田嶋 羊子

- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人ワーカーズコープは、働く人々、市民がみんな出資し、民主的に運営し、責任を分かち合って人と地域に役立つ仕事おこしを進めるための協同組合であり、平成13年に創設された。 全国に300箇所以上の事業所・出張所をもち、主な業務内容は、子育て事業、若者・生活困窮者自立支援、公共施設の管理・運營業務である。 現在、大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターの指定管理者として1期目の管理運営を行っている。
過去の実績	大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センター 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで 足洗老人福祉センター 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可、不許可及び使用制限に関する業務
- (3) 施設の利用料金に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに県内外での様々な施設の運営ノウハウを生かした事業計画及び稼働率向上に向けた取組が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 9 8 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
大島農村環境改善センター	特定非営利活動法人 おおしま熱中塾 射水市大島北野252番地
大島北野河川公園施設	理事長 島田 重太郎

- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人おおしま熱中塾は、地域住民に対して、伝統・文化の普及啓発活動に関する事業を行い、地域住民同士のコミュニケーションを促進し、地域における連帯感の醸成と男女共同参画の推進に寄与することを目的に、平成20年8月28日に設立された。 現在、大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設の指定管理者として2期目の管理運営を行っている。
過去の実績	大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設 平成23年4月1日から令和3年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに地域に密着した団体であり、野菜栽培教室や手打ちそば教室を開催するなど、地域コミュニティや施設の活性化が期待できると判断した。

議案第99号

指定管理者の指定の期間の変更について

(説明)

平成31年3月14日に議決された七美コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

(変更前)平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(変更後)平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

2 変更理由

当施設の新築工事を行うため、指定管理者の指定の期間を令和3年3月31日までに変更するもの。

同意第 2 号

射水市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする
ことについて

(説明)

射水市農業委員会委員の任命にあたり、委員の過半数を農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第5項各号に掲げる認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第1号イからヌまでに掲げる認定農業者等に準ずる者としていたいのので、同号の規定により、議会の同意を求めるもの。

同意第 3 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として、明石茂氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市作道585番地

氏名 明石茂

昭和25年4月9日生(満70歳)

経歴等 農業

同意第 4 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として、浅井満氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市下条851番地

氏名 浅井満

昭和31年4月23日生(満64歳)

経歴等 農業

同意第 5 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として有沢敏博氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市津幡江55番地

氏名 有沢敏博

昭和33年1月20日生(満62歳)

経歴等 会社員

同意第 6 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として稲垣潔氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市大門本江672番地

氏名 稲垣 潔

昭和28年2月14日生(満67歳)

経歴等 農業

同意第 7 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として小川博行氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市中野351番地1

氏名 小川博行

昭和32年4月2日生(満63歳)

経歴等 農業

同意第 8 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として金賢志氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任期 3年(同法第10条第1項)

住所 射水市川口729番地

氏名 金賢志

昭和36年3月12日生(満59歳)

経歴等 農業

同意第 9 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として栗山信治氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3年(同法第10条第1項)

住 所 射水市本江針山238番地

氏 名 栗 山 信 治

昭和25年3月27日生(満70歳)

経歴等 農業

同意第10号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として白山一男氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3年(同法第10条第1項)

住 所 射水市沖塚原351番地

氏 名 白 山 一 男

昭和25年4月30日生(満70歳)

経歴等 農業

同意第 1 1 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として城石美枝子氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市塚越1497番地

氏 名 城 石 美 枝 子

昭和28年3月19日生(満67歳)

経歴等 農業

同意第 1 2 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として進藤久司氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市加茂中部1202番地

氏 名 進 藤 久 司

昭和35年1月11日生(満60歳)

経歴等 農業

同意第 13 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として末永久義氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3年(同法第10条第1項)

住 所 射水市戸破2443番地

氏 名 末 永 久 義

昭和30年3月19日生(満65歳)

経歴等 農業

同意第 14 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として炭谷一三氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3年(同法第10条第1項)

住 所 射水市布目沢802番地

氏 名 炭 谷 一 三

昭和33年1月31日生(満62歳)

経歴等 団体職員

同意第 15 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 12 月 17 日）に伴い、同委員として 帯 刀 眞 理 子 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 10 条第 1 項）

住 所 射水市川口 6 6 8 番地

氏 名 帯 刀 眞 理 子

昭和 25 年 1 月 6 日生（満 70 歳）

経歴等 元射水市職員

同意第 16 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 12 月 17 日）に伴い、同委員として 高 口 宗 範 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 10 条第 1 項）

住 所 射水市浄土寺 1 9 4 2 番地

氏 名 高 口 宗 範

昭和 22 年 3 月 24 日生（満 73 歳）

経歴等 農業

同意第 17 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 12 月 17 日）に伴い、同委員として 高 橋 吉 博 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 10 条第 1 項）

住 所 射水市串田 7 0 6 6 番地

氏 名 高 橋 吉 博

昭和 34 年 1 月 14 日生（満 61 歳）

経歴等 農業

同意第 18 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 12 月 17 日）に伴い、同委員として 竹 内 正 治 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 10 条第 1 項）

住 所 射水市稲積 4 3 5 番地 2

氏 名 竹 内 正 治

昭和 21 年 5 月 28 日生（満 74 歳）

経歴等 農業

同意第 19 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として 土 合 正 夫 氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市黒河新2601番地

氏 名 土 合 正 夫

昭和25年3月31日生(満70歳)

経歴等 農業

同意第 20 号

農業委員会委員の任命について

(説明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として 永 森 薫 氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市三ヶ3331番地

氏 名 永 森 薫

昭和27年10月3日生(満68歳)

経歴等 農業

同意第 2 1 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 1 2 月 1 7 日）に伴い、同委員として 林 康 弘 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 1 0 条第 1 項）

住 所 射水市新開発 4 0 1 番地

氏 名 林 康 弘

昭和 3 0 年 1 0 月 1 3 日生（満 6 5 歳）

経歴等 農業

同意第 2 2 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 1 2 月 1 7 日）に伴い、同委員として 樋 上 豊 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 1 0 条第 1 項）

住 所 射水市白石 3 0 5 番地

氏 名 樋 上 豊

昭和 3 4 年 8 月 2 5 日生（満 6 1 歳）

経歴等 家庭薬配置業

同意第 2 3 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として堀 正 氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市水戸田2838番地

氏 名 堀 正

昭和22年5月24日生(満73歳)

経歴等 農業

同意第 2 4 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了(令和2年12月17日)に伴い、同委員として前田 進 氏を任命しようとするもの(農業委員会等に関する法律第8条第1項)。

任 期 3 年(同法第10条第1項)

住 所 射水市串田4806番地

氏 名 前 田 進

昭和19年10月8日生(満76歳)

経歴等 農業

同意第 2 5 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 1 2 月 1 7 日）に伴い、同委員として 松 山 宗 則 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 1 0 条第 1 項）

住 所 射水市山本新 6 1 9 番地

氏 名 松 山 宗 則

昭和 2 5 年 1 月 9 日生（満 7 0 歳）

経歴等 農業

同意第 2 6 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 1 2 月 1 7 日）に伴い、同委員として 森 敏 朗 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 1 0 条第 1 項）

住 所 射水市七美 5 4 5 番地

氏 名 森 敏 朗

昭和 2 6 年 8 月 1 1 日生（満 6 9 歳）

経歴等 農業

同意第 27 号

農業委員会委員の任命について

(説 明)

射水市農業委員会委員の任期満了（令和 2 年 12 月 17 日）に伴い、同委員として 山 崎 善 夫 氏を任命しようとするもの（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項）。

任 期 3 年（同法第 10 条第 1 項）

住 所 射水市橋下条 6 1 3 番地

氏 名 山 崎 善 夫

昭和 34 年 12 月 20 日生（満 60 歳）

経歴等 農業